

第67表 迷惑防止条例違反の送致状況

違 反 態 様	平成 29 年		平成 28 年		前 年 比		
	件 数	人 員	件 数	人 員	件 数	人 員	
総 数	2,396	2,326	2,416	2,369	△20	△43	
ダフヤ行為(第2条)	17	17	16	16	1	1	
ショバヤ行為(第3条)	-	-	-	-	-	-	
景品買行為(第4条)	-	-	-	-	-	-	
粗暴行為 (第5条)	卑わい行為(第1項)	1,771	1,704	1,824	1,774	△53	△70
	うち)盗撮	(676)	(648)	(619)	(605)	(57)	(43)
	その他(第2・3・4項)	-	-	-	-	-	-
つきまとい行為等(第5条の2)	6	3	11	8	△5	△5	
押売行為(第6条)	-	-	1	1	△1	△1	
不当な客引行為等(第7条)		602	602	564	570	38	32
	うち)勧誘(スカウト)	(94)	(94)	-	-	-	-
ピンクビラ配布行為等(第7条の2)	-	-	-	-	-	-	
その他	-	-	-	-	-	-	

注1 盗撮は卑わい行為の内数である。

2 勧誘(スカウト)は不当な客引行為等の内数である。

数値：生活安全特別捜査隊

第68表 ストーカー規制法違反等の措置状況

(単位 件)

区 分	平成 29 年	平成 28 年	前 年 比	
ストーカー行為等に係る相談	2,426	2,586	△160	
警告書の交付(第4条)	491	455	36	
禁止命令(第5条)	28	14	14	
援助の実施(第7条)	1,006	895	111	
送致	ストーカー行為違反(第18条)	133	149	△16
	禁止命令違反(第19条)	2	2	-

注1 ストーカー規制法とは「ストーカー行為等の規制等に関する法律」をいう。

2 平成29年6月、ストーカー規制法の一部を改正する法律第2条の施行に伴い、仮の命令(第6条)が削除された。

3 平成29年1月、ストーカー規制法の一部を改正する法律第1条の施行に伴い、ストーカー行為違反(第13条)

から(第18条)に、禁止命令違反(第14条)から(第19条)に変更された。

数値：生活安全総務課

第69表 DV防止法違反等の措置状況

(単位 件)

区 分	平成 29 年	平成 28 年	前 年 比	
配偶者の暴力行為に係る相談	8,421	6,819	1,602	
接近禁止・退去命令(第10条)	9 (8)	9 (9)	-	
接近禁止(第10条1項1号)	38 (36)	71 (67)	△33	
退去命令(第10条1項2号)	1	-	1	
援助の実施(第8条の2)	2,791	2,184	607	
送致	保護命令違反(第29条)	-	2	△2

注1 DV防止法とは「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」をいう。

2 ()内は、「電話等を禁止する命令等」と併せて発令された件数を内数として表示したもの。

数値：生活安全総務課